令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費

補助（負担）金交付要綱

**（趣旨）**

第１条　県は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために、病床単位で指定する医療機関及び患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関（以下「重点医療機関等」という。）が、県内の入院医療体制を維持するために実施する事業（以下「事業」という。）に対し、令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱（令和４年４月１付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第３号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知）（以下「緊急包括支援交付金交付要綱」という。）及び愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金（以下「補助（負担）金」という。）を交付する。

**（補助（負担）対象経費等）**

第２条　補助（負担）金交付の対象は、本事業に要する費用のうち別表のとおりとする。

２　既に、他の補助（負担）事業の補助（負担）を受けている経費については、対象外とする。

**（補助（負担）金交付額の算定）**

第３条　補助（負担）金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）別表の第２欄に定める補助（負担）対象経費の実支出額と第３欄に定める基準額を比較して少ない方の額とする。

（２）前号より選定された額と当該補助（負担）区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

**（補助（負担）金の交付申請）**

第４条　重点医療機関等は、補助（負担）金の交付を受けようとするときは、補助（負担）金交付申請書（様式第１号）に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

**（補助（負担）金の交付決定）**

第５条　知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助（負担）金の交付を決定し、速やかに重点医療機関等に通知するものとする。

**（補助（負担）事業の変更承認申請）**

第６条　前条の規定により補助（負担）金の交付決定を受けた者（以下「補助（負担）事業者」という。）は、補助（負担）金の交付決定を受けた事業（以下「補助（負担）事業」という。）について、内容の変更（事業の趣旨に影響を与えない程度の軽微な変更は除く。）をする場合は、あらかじめ補助（負担）事業変更承認申請書（様式第２号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

**（補助（負担）事業の中止又は廃止）**

第７条　補助（負担）事業者は、補助（負担）事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助（負担）事業中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

**（実績報告）**

第８条　補助（負担）事業者は、補助（負担）事業完了後、速やかに補助（負担）事業実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

**（補助（負担）金額の確定）**

第９条　知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助（負担）金の額を確定し、その旨を補助（負担）事業者に通知するものとする。

**（補助（負担）金の請求）**

第10条　前条の規定により補助（負担）金の額の確定通知を受けた補助（負担）事業者は、補助（負担）金精算払請求書（様式第５号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

**（補助（負担）金の交付）**

第11条　知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助（負担）金を交付するものとする。

**（補助（負担）金の概算払）**

第12条　知事は前２条の規定にかかわらず、補助（負担）事業の実施上必要と認めたときは、補助（負担）金の一部又は全部を概算払することがある。

２　補助（負担）事業者は概算払の交付を受けようとするときは、補助（負担）金概算払請求書（様式第６号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

**（指導監督）**

第13条　知事は、補助（負担）事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

**（交付決定の取消し等）**

第14条　知事は、補助（負担）事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助（負担）金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助（負担）金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

　(1)この要綱及び補助（負担）金交付の条件に違反したとき。

　(2)この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。

　(3)その他補助（負担）事業の施行について、不正の行為があったとき。

**（財産の管理）**

第15条　補助（負担）事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、規則第22条第２号第４号に規定する財産は、取得単価又は効用の増加価格の単価が50万円（法人格を有する団体等にあっては30万円）以上の機械及び重要な器具とする。

２　規則第22条第２項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

３　補助（負担）事業者は、補助（負担）事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けないで補助（負担）金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は処分してはならない。ただし、別に定める場合には、この限りではない。

４　知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

**（消費税及び地方消費税の報告）**

第16条　補助（負担）事業者は、補助（負担）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助（負担）金に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第７号）を速やかに知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項に規定する報告書を受理した場合は、当該仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

**（関係書類の保管）**

第17条　補助（負担）事業者は、補助（負担）事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした関係書類を備え、補助（負担）事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

**（その他）**

第18条　この要綱に定めるもののほか、補助（負担）金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

　この要綱は、令和４年６月23日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、令和４年２月７日から施行し、令和４年10月１日から適用する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　補助（負担）区分 | ２　補助（負担）対象経費 | ３　基準額 |
| １　病床確保料  病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いること。 | 緊急包括支援交付金交付要綱別表のうち、  (1)　新型コロナウイルス感染症対策事業として確保した病床及び同病床確保のために休止とした病床に係る病床確保料  (2)　新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業として病院、病棟に確保した病床及び同病床確保のために休止とした病床に係る病床確保料  ただし、休止とした病床については、県の指定通知に基づく補助対象病床数を上限とする。 | 基準額は次の(1)～(2)のとおり算出された額の合計額とする。  また、即応病床使用率（前３か月間）が県内医療機関の即応病床使用率平均の30％を超えて下回る医療機関については(1)’～(2)'の基準額を適用する。ただし、病床の機能と患者像の乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合は、この限りではない。  なお、令和４年11月１日から令和５年３月31日までの間の病床確保料については、令和４年11月21日付け厚生労働省医政局医療経理室、厚生労働省健康局結核感染症課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡（令和４年11月28日一部修正）「令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」の「○新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業」中(1)病床確保料の【病床確保料の調整対象】に基づき算出した額とする。  (1)①　新型コロナウイルス感染症対策事業として確保した病床  ＩＣＵ内の病床を確保する場合 １床当たり　97,000円／日  重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合  　　 　１床当たり　41,000円／日 上記以外の場合 １床当たり　16,000円／日  ②　①を確保するために、休止とした病床  　　 　ＩＣＵ内の病床を確保する場合 １床当たり　97,000円／日  重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 　１床当たり　41,000円／日 ただし、療養病床を休止病床とする場合 　１床当たり　16,000円／日  (2)①　新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業として確保した病床 ア　重点医療機関である特定機能病院等 　ＩＣＵ　１床当たり　436,000円／日 　ＨＣＵ　１床当たり　211,000円／日 　上記以外の病床 　　　　　１床当たり　74,000円／日  　　 イ　重点医療機関である一般病院 ＩＣＵ　１床当たり　301,000円／日 ＨＣＵ　１床当たり　211,000円／日 上記以外の病床 　　　　１床当たり　71,000円／日  ②　①を確保するために、休止とした病床 ア　重点医療機関である特定機能病院等 　ＩＣＵ　１床当たり　436,000円／日 　ＨＣＵ　１床当たり　211,000円／日 　療養病床１床当たり　16,000円／日 　上記以外の病床 　　　　　１床当たり　74,000円／日  　　 イ　重点医療機関である一般病院 ＩＣＵ　１床当たり　301,000円／日 ＨＣＵ　１床当たり　211,000円／日 療養病床１床当たり　16,000円／日 上記以外の病床 　　　　１床当たり　71,000円／日  (1)’①　新型コロナウイルス感染症対策事業として確保した病床  ＩＣＵ内の病床を確保する場合 １床当たり　68,000円／日  重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合  　　 　 １床当たり　29,000円／日 上記以外の場合 １床当たり　11,000円／日  　 ②　①を確保するために、休止とした病床  　　 　 ＩＣＵ内の病床を確保する場合 １床当たり　68,000円／日  重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 　１床当たり　29,000円／日 ただし、療養病床を休止病床とする場合 　１床当たり　11,000円／日  (2)’①　新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業として確保した病床  ア　重点医療機関である特定機能病院等 ＩＣＵ　１床当たり　305,000円／日 ＨＣＵ　１床当たり　148,000円／日 上記以外の病床 　　　　１床当たり　52,000円／日  　　 イ　重点医療機関である一般病院 ＩＣＵ　１床当たり　211,000円／日 ＨＣＵ　１床当たり　148,000円／日 上記以外の病床 　　　　１床当たり　50,000円／日  ②　①を確保するために、休止とした病床 ア　重点医療機関である特定機能病院等 　ＩＣＵ　１床当たり　305,000円／日 　ＨＣＵ　１床当たり　148,000円／日 　療養病床１床当たり　11,000円／日 　上記以外の病床 　　　　　１床当たり　52,000円／日  　　 イ　重点医療機関である一般病院 ＩＣＵ　１床当たり　211,000円／日  ＨＣＵ　１床当たり　148,000円／日 療養病床１床当たり　11,000円／日 上記以外の病床 　　　　１床当たり　50,000円／日  ただし、令和４年11月１日から令和５年３月31日までの間の病床確保料の調整対象を、以下①～⑤のとおりとする。  なお、次のア～ウについては、病床確保料の調整対象としない。  ア　周産期、小児、透析、精神の４診療科  イ　地域のコロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関、構造上の事情により病棟単位でコロナ病床を確保・運用する医療機関、知事がそれらに類する特段の事情があると認める医療機関  ウ　令和４年11月１日から令和５年３月31日までの即応病床使用率が50％以上の医療機関  ①　令和４年１月１日から令和４年12月31日までの診療収益（以下「令和四年診療収益」という。）が、平成31 年１月１日から令和元年12月31日までの診療収益（以下「令和元年診療収益」という。）に1.1（⑤に該当する場合は1.2）を乗じて得た額以下の医療機関  「令和元年診療収益に1.1（⑤に該当する場合は1.2）を乗じて得た額から令和四年診療収益を減じて得た額（当該額が令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額を下回る場合は、令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額）」から「令和４年４月１日から令和４年10月31日までの病床確保料（以下「令和四年度前半病床確保料」という。）」を減じて得た額とする。    ②　令和四年診療収益が、令和元年診療収益に1.1（⑤に該当する場合は1.2）を乗じて得た額以上の医療機関  「令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額」から令和四年度前半病床確保料を減じて得た額  ③　医療機関の令和四年会計年度（令和４年６月30日から令和５年６月29日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医業費用（他の補助金等の支給対象経費であり、実際に補助がなされた額は、当該医業費用から減ずるものとする。以下同じ。）（以下「令和四年医業費用」という。）が、令和元年会計年度（令和元年６月30日から令和２年６月29日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医業費用（以下「令和元年医業費用」という。）に1.2 を乗じて得た額を上回る医療機関であって、医業費用の増加率（令和四年医業費用/令和元年医業費用）が診療収益の増加率（令和四年医療収益/令和元年医療収益）を超えた医療機関  ①における「1.1（⑤に該当する場合は1.2）」を「令和四年医業費用を令和元年医業費用で除して得た数」として算出した額とする。  ④　①～③の適用について、令和元年診療収益が、休診等の特別な事情により例年よりも低い水準の診療収益となる場合には一定の配慮を行う。  ⑤　周囲にコロナ入院受入医療機関が乏しい医療機関（当該医療機関を除き「へき地保健医療対策等実施要綱」において明示されている「無医地区」又は「準無医地区」となる地区として知事が認めた地区に設置された医療機関）については、医療機関の収入額が、1.2倍を超えた場合に限り調整対象とする。 |
| ２　消毒及び病棟改修・補修等 | 緊急包括支援交付金交付要綱別表のうち、  (1)　新型コロナウイルス感染症対策事業として実施する病床確保において必要となる消毒に係る経費  (2)　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関開設整備事業として実施する病棟の改修・補修に係る工事費、工事請負費、修繕費等に係る経費 | 次に算出された額の合計額  (1)　新型コロナウイルス感染症対策事業として実施する消毒費用の実費相当額  (2)　500千円×確保病棟における診療報酬上届出病床数（感染症指定病床を含む）により算出された額 　ただし、重点医療機関として指定された医療機関が令和４年度以降に新たに確保した病棟に限る。（院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たす医療機関は対象としない。）  また、県の指定通知に基づく補助対象となる確保病床数を上限として、算出する。 |

様式第１号（第４条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　愛媛県知事　　　　　　　様

住　　　　所

事業主体名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金交付申請書

　このことについて、令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業を下記のとおり実施したいので、令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助（負担）金申請額　　金　　　　　　　　円也

２　支出予定額調書（別紙１）

３　事業計画書（別紙２）

４　収支予算書（別紙３）

５　コロナ対応に伴う処遇改善状況

※院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関は除く

６　その他参考となる資料

様式第２号（第６条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　愛媛県知事　　　　　　　様

住　　　　所

事業主体名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業変更承認申請書

　令和　年　月　日付け愛媛県指令　第　　号で、補助（負担）金交付決定の通知があった標記事業を下記のとおり変更したいので、令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金交付要綱第６条の規定により、その承認を申請します。

記

１　変更の内容

２　変更する理由

３　補助（負担）金交付変更額

　　　　　既交付決定額　　　金　　　　　　　　円也

　　　　　変更承認申請額　　金　　　　　　　　円也

　　　　　差引増減額　　　　金　　　　　　　　円也

４　その他提出書類

　　　　必要に応じて次に掲げる書類

（１）様式第１号の記２～５に記した書類

（２）その他関係書類

様式第３号（第７条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　愛媛県知事　　　　　　　様

住　　　　所

事業主体名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業中止（廃止）承認申請書

　令和　年　月　日付け愛媛県指令　第　　号で、補助（負担）金交付決定の通知があった標記事業を中止（廃止）したいので、令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金交付要綱第７条の規定により、その承認を申請します。

記

１　事業の中止（廃止）の理由

２　中止の期間（廃止の時期）

様式第４号（第８条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　愛媛県知事　　　　　　　様

住　　　　所

事業主体名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業実績報告書

　令和　年　月　日付け愛媛県指令　第　　号で、補助（負担）金交付決定の通知があった標記事業の実績について、令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１　経費所要額精算書（別紙１）

２　事業実績報告書（別紙２）

３　収支決算書（別紙３）

４　コロナ対応に伴う処遇改善状況

※院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関は除く

５　その他参考となる資料

様式第５号（第10条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　愛媛県知事　　　　　　　様

住　　　　所

事業主体名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金精算払請求書

　令和　　年　　月　　日付け愛媛県指令　第　　　号で、補助（負担）金交付決定の通知があった標記補助（負担）金について、令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金　　　　　　　　　　　円也

　　　　　　内訳　　　交付決定通知額　　金　　　　　　　　円也

　　　　　　　　　　　概算払受領済額　　金　　　　　　　　円也

　　　　　　　　　　　今回請求額　　　　金　　　　　　　　円也

様式第６号（第12条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　愛媛県知事　　　　　　　様

住　　　　所

事業主体名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金概算払請求書

　令和　　年　　月　　日付け愛媛県指令　第　　　号で、補助（負担）金交付決定の通知があった標記補助（負担）金について、令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金　　　　　　　　　　　円也

　　　　　　内訳　　　交付決定通知額　　金　　　　　　　　円也

　　　　　　　　　　　概算払受領済額　　金　　　　　　　　円也

　　　　　　　　　　　今回請求額　　　　金　　　　　　　　円也

　　　　　　　　　　　残額　　　　　　　金　　　　　　　　円也

様式第７号（第16条関係）

令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助

（負担）金に関する仕入れに係る消費税相当額報告書

第　　　号

年　　月　　日

　愛媛県知事　　　　　　　様

住　　　　所

事業主体名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　令和　年　月　日付け愛媛県指令　第　　号で、補助金（負担）交付決定の通知があった標記補助（負担）金について、令和４年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金交付要綱第16条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助（負担）金交付要綱第９条の補助（負担）金の額の確定額

（令和　年　月　日付け　　第　　　号による額の確定通知額）

金　　　　　　　　円也

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金　　　　　　　　円也

３　添付書類

　　２の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等